

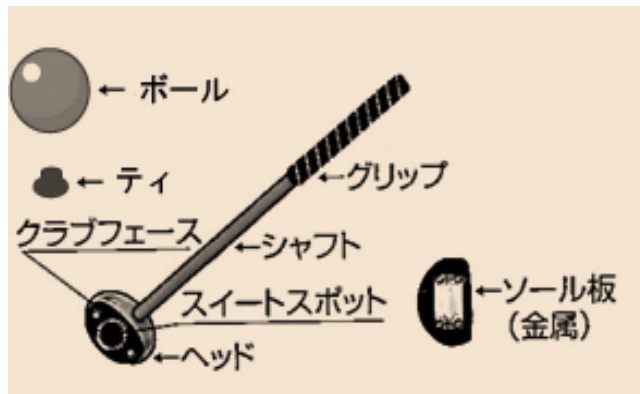
第60巻パークゴルフの用具基準と用具に関する規則

2014年、ボールの認定取り消し問題がありました。我々には、あまり基準がどうこうという問題は、関係ないのだがどのような基準になっているかは、解っていて良いと思うので下記に記載する。尚、これは本部発行の資料より1部写真を挿入し転載する。極めて厳しい基準に対し努力、制作されている各メーカーに対して敬意を表する。

公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフ用具の基準（平成23年2月24日制定）

1 趣意

誰もが気軽に楽しむことのできる生涯スポーツとしてのパークゴルフの理念を守り、健全な普及推進を図るため、公益社団法人日本パークゴルフ協会においてパークゴルフ用具の基準を定める。



2 クラブ



2014年1部のメーカーのカタログより

- (1) 重量 詳細基準に定める測定方法により測定した重量が**600グラム以下**であること。
- (2) 長さ 詳細基準に定める測定方法により測定した長さが**860ミリメートル以下**であること。
- (3) 材質
 - ① ヘッド 木質であること。ただし、ヘッドの木部の割合は、詳細基準に定める測定方法により測定した**木部体積割合が82パーセント以上**であること。
 - ② ソール 金属・合成樹脂で強化することを認める。

③ シャフト 木質又はグラスファイバー・カーボンファイバー・アルミニウム合金とする。

④ グリップ 木質又はレザー、ゴムとする。

(4) 詳細基準

① クラブ重量 測定は電子天秤(最小表示0.1gf)で行い、基準数値以内であること。

② クラブ長さ グリップエンド先端からヘッドソール最先端までのシャフト軸線距離を金属直尺で測定し基準数値以内であること。

③ ヘッド材質 ヘッドの木部体積割合の測定は、クラブ完成品のヘッド部分及び同クラブヘッドの木部以外のパーツの体積を測定し、同クラブヘッド部分の体積から同木部以外のパーツの体積を減じ、当該減じて得た木部体積数値の、同クラブ完成品のヘッド体積に対する割合をもって木部体積割合とする。この場合において当該木部に金属、又は樹脂等を浸透させ強化することは認めない。

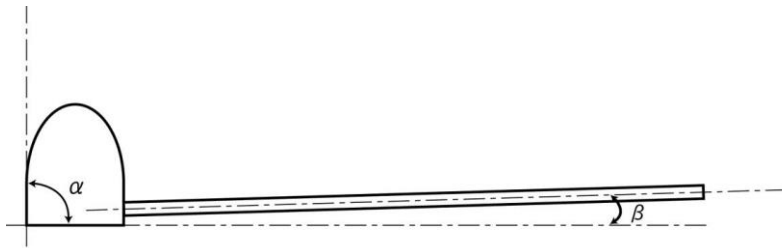
④ ロフト角 ロフト角をつけてはならない。

ア 打球面とソール面とが作る角度(α)は**90度以上**でなければならない。

イ 打球面とシャフトの中心軸線とが作る角度(β)は**0度以上**でなければならない。

⑤ ヘッド形状

(ア) ヘッド表面(打球面、ソール部分を除く。)は、装飾等によりヘッド木部全体を覆う(塗装を除く)構造となつてはならない。



(イ)

ヘッドの高さは、打球面の中心でソール面から打球面補強材の接着面の上端までの高さが**53ミリメートル以上**あること。



打球面の中心を矢印で測り53ミリ以上

(ウ) 打球面の補強材は、樹脂材であること。(金属は認めない。)

(エ) 打球面の補強材の取り付けビスは、ビスの頭部の直径は8.0ミリメートル以下とし、その数は4個以内とする。

(オ) 打球面の表面は平滑でなければならない。(打球面に溝や凸凹等の加工及びプリント的なものを含む装飾等を施したものは認めない。)

(カ) 打球面補強材の厚さは**8ミリメートル以下**であること。

(キ) ソールはシャフト軸線からヒール側の40ミリメートルの範囲において、奥行き方向にほぼ平滑で、打球面に当たったスコヤとソールとの接点(打球面から最も遠い)が**40ミリメートル以上**であること。



矢印部分が、40ミリ以上



打球面補強材の厚さは8ミリ以下

(ク) ソールの補強をする場合は、その補強材(取り付けビスを含む。)が打球面の一部として一体となる、又は打球面補強材に接することにより、打球面を補強する構造となつてはならず、かつ当該補強材の厚さは最厚部で5ミリメートル以下とし、ヘッド上面から見て補強部分が見えないこと。

(ケ) バランサーは、ヘッド表面に施すもの、内蔵するものを問わず、打球面補強材と一体となる、又は接することにより打球面を補強する構造となつてはならない。

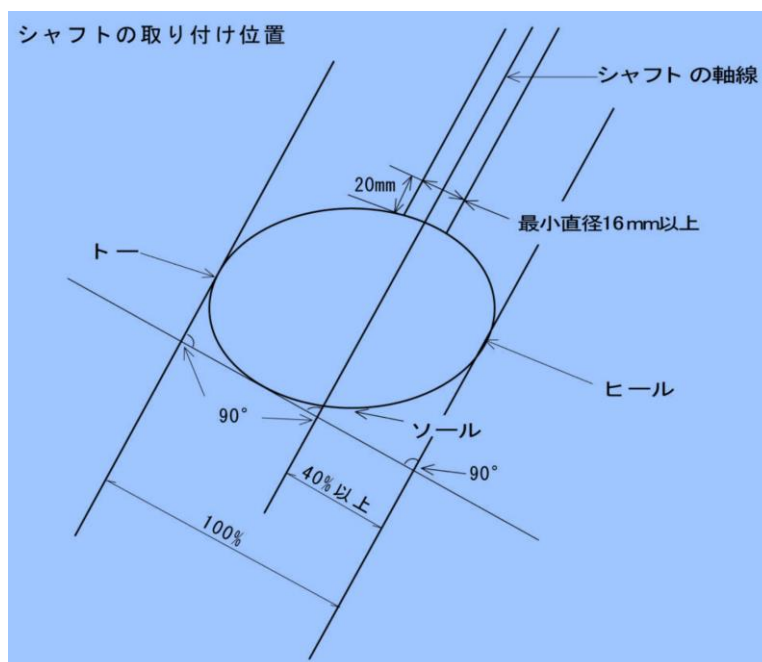
(コ) ヘッドには、直径10ミリメートル以上のパークゴルフ用具としての所定の商標(IPGA及びクマガラマーク)並びに当該クラブメーカー名又は当該クラブメーカー名を表すロゴマーク及び当該クラブの固有名称(クラブの名称と固有の型式番号を併記し固有名称とすることもできる)を表記しなければならない。この場合において、当該表記は、磨耗にできるだけ耐え得る構造でなければならない。

⑥ シャフト・グリップ

(ア) 曲げたわみ量 シャフトはその縦軸の周りに任意で回転させた上でどのように曲げて見ても撓み量は同程度であること。3点曲げ(スパン長さ=600mm・30kg)におけるたわみ量は13ミリメートル以下であること。

(イ) シャフトの外形 断面はほぼ真円で軸線は真っ直ぐでなければならない。

(ウ) ヘッドの取り付け位置 シャフトの軸線とソールを直角で結ぶヘッドの長さ(トーからヒールまで)における割合で、ヒールからシャフト軸線までが40%の位置よりヒール側に寄つてはならない。



(エ) シャフトの太さ ヘッドの取り付け位置より20ミリメートルグリップ側で、直径16ミリメートル以上でなければならない。

(オ) クラブメーカー等の表記 シャフト及びグリップには、当該クラブメーカー名又は当該クラブメーカー名を表すロゴマークを表記しなければならない。

(5) 改造・補修

① クラブの改造は、いかなる部分でも認めない。ただし、メーカーが障害者用クラブとして改造する場合若しくはクラブの長さを短縮する場合又はクラブの重量の軽減をする場合は改造と見なさない。

② 本基準に適合していたクラブが通常のプレーの使用により摩耗していても本基準に適合しているものとみなす。

③ クラブの摩耗、損傷等により、シャフト又はグリップ交換若しくはヘッドの一部部品の補修を行う場合は、当該交換、補修する部品が、その交換、補修するクラブと同一のクラブメーカーの製品であり、かつ、当該パークゴルフ用具メーカー（メーカー販売代理店等を含む。）において交換、補修するものに限り「改造」とはみなさない。

④ 前号の当該シャフト、グリップ交換により本基準に適合しないこととなつてはならず、また、ヘッド部品の補修により当該クラブの認定時における構造、仕様形状等認定要件に変更が生じてはならない。

3 ボール

(1) 大きさ 直径 60ミリメートル±0. 5ミリメートル

(2) 重量 80グラム以上～95グラム以下

(3) 材質 合成樹脂

(4) 音圧 80. 0デシベル(dB) 以上

(5) 詳細基準



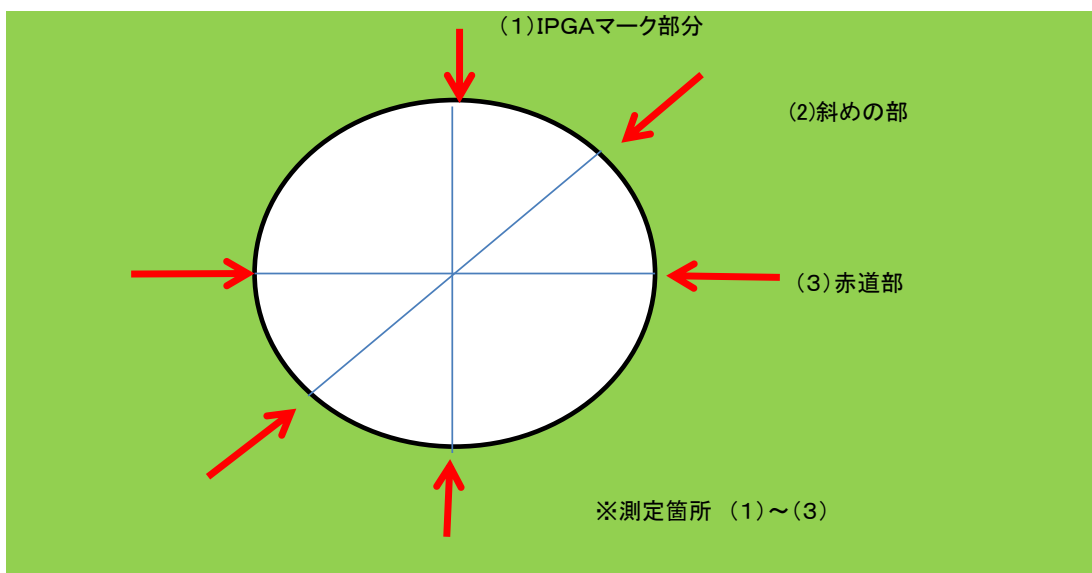
重量は80～95グラム以下・きさは、60ミリ±0. 5ミリ

① 直径

・測定箇所3カ所(下図)をハイトゲージ(最小表示0.01mm)で測定し、その測定値が60±0. 5ミリメートル以内であること。

② 重量

・重量の測定は電子天秤(最小表示0.01gf)で行い、基準数値以内であること。

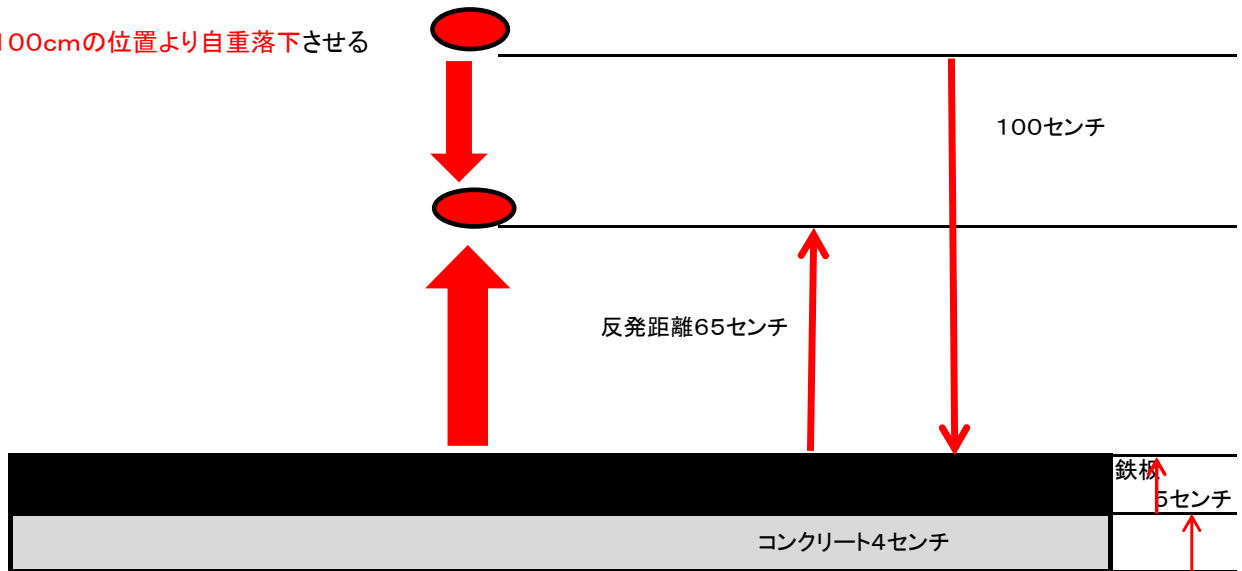


③ 反発距離

・ 下図の試験装置により、高さ100センチメートル(ボール下面)の位置より鉄板(厚さ5cm、直径16cm)上に自重落下させ、反発距離(ボール下面の最大到達高さ)を測定する。反発距離は65センチメートル以下であること。

・ コンクリート4センチの上に厚さ5センチの鉄板を置く

・ 高さ100cmの位置より自重落下させる



④ 表面硬度

・ 下図の方法で測定し、硬度は45から60であること。

硬度計: JISK 7215のD型

読取時間: 一秒以内の最大値

測定箇所は右図のIPGAマーク部と

赤道部のボール表面(球面)の2箇所とする。

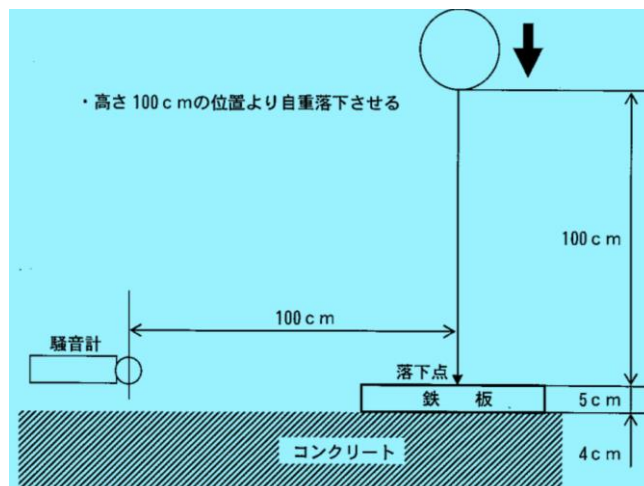
⑤ 音圧

・ 試験方法

* 反発距離測定試験と同一の方法で試験を行い、反発時の音圧を測定する。

* 騒音計: 最小表示は0.1dB

* 騒音計の設置位置: ボールの落下地点と騒音計の距離1m80mm以下23mm以下



⑥ 表面デザイン

- ・ボールには、パークゴルフ用具としての所定の商標（IPGA及びクマゲラマーク）を、また、メーカー等を表すロゴマーク等をマーキングしなければならない。
- ・上記マーキングは、磨耗にできるだけ耐え得る構造であること。
- ・上記を除いたボールの表面は凹凸のない滑らかなものとし、上記以外のデザイン等を施す場合は、当該デザイン等がディンプル効果を得るためのものであってはならない。

4 ティ

- (1) ティの素材 ゴムまたは軟質なものであること。
- (2) 高さ(下図) ティの底辺からの高さが23ミリメートル以下であること。

ティにボールを置いた状態で、ティの底辺からのボールの高さは80ミリメートルを超えてはならない。付属品（キーホルダー等）を付けた場合であっても同様とする。

- (3) ティには、直径10ミリメートル以上のパークゴルフ用具としての所定の商標並びに当該用具メーカー名又は当該用具メーカー名を表すロゴマークを表記しなければならない。この場合において、当該表記は、磨耗にできるだけ耐え得る構造でなければならない。

5 この基準の改廃は、理事会の議決による。

※上記のように、非常に詳細に道具の基準が取り決められている。この枠の中で各メーカーは、商品開発をしなければならない。例えば、金属ヘッドのクラブを作ったら半永久的に使用できるのと思っても、基準外で認められない。シャフトをもっと細くしてしなるようなシャフトが欲しいと云っても認められない等……

尚、ボールメーカーについての基準は無い。

★用具に関するルール裁定集

NO	質 問 & 疑 問	ペナルティ	処 置 & 説 明
1	プレー中にクラブのシャフトが折れた。		同伴者の確認を得て他のクラブに取り替える事ができる。競技委員によるクラブ検査が必要である同伴者の確認及び競技役員による検査を得ない場合は失格となる。
2	プレーの途中で、クラブを間違ひ、よその人のクラブで打ってしまった。2打目に気が付き自分のクラブに変えてプレーしたがペナルティはあるのでしょうか？	無	以前は失格だったが、現在はノーペナ
3	用具の基準が1部改正になった時、改正前のクラブは使用できないのでしょうか？		以前のNPGA認定品は、基準が改正になっても使用禁止にはなりません。
4	クラブのソールに鉛を貼った。	失格	クラブの改造。
5	打球面に透明の保護シートを貼った。	失格	クラブの改造。

6	グリップに手の位置を決めるための加工(削り)をした。	失格	クラブの改造。
7	打球面を測定器具の平らな面に押しつけると、グリップ側のシャフトが下がっている(グリップがついてしまう)	失格	ロフト角があるとみなされ、違反クラブで競技失格となる。
8	プレー中にボールが割れたが予備球をもっていなかった。どうしたら良いでしょうか？		同伴者も含む他のプレーヤーから借りることができます。(紛失球の場合も同じ) ティも借りることが出来ます。
9	ボールを打ったら、2つ以上に割れた。	無	ノーカウントにして、新しいボールに取り替えて、打ち直しができる。
10	ゴルフのクラブは、ウェイト調整ができるが、パークゴルフのクラブに鉛をはって重くした。	失格	クラブ改造の為、失格。
11	グリップ交換したいが、シャフトの認定マークに、赤と、緑があるが、その違いを教えてください。		最近の認定マークは緑です。緑のグリップ交換は同じメーカーのみ。赤は、他のメーカーにも取り替え可
12	N社製パークゴルフキャッチャー(ラバー製のボール拾い)をクラブに装着し、競技会に出場した場合、認められるか？	失格あり	ボールキャッチャーを取り付けたままプレーした場合、改造クラブを使用したこととなりますので、競技失格になります。クラブ使用に当たっては、滑り止めのテープや、目印のテープ等のほかは、如何なる付属物を、取り付けてはならない(腰から下げるボールキャッチャー使用は問題ないのでそれを使用しては?)
13	公式大会の中で、自分のボールにシールを貼ってプレーした方がいます。他人のボールと間違わないようにマジック等で目印をつけている人はいますが、はたしてこれも、その範疇なのでしょう吗？ それくらい、問題はないだろうとする人と、あくまでもマジック等の目印は良いが、それ以外は違反ボールだという人がいます。見解をお知らせください。	失格あり 事務局 同伴者 等から 借りて プレー ください。	以前、ボールに小さな刺青みたいにボールに 装飾を施したボールを認定するかどうかで検討したことがあるそうです。その時に、まず、ボールに小さいけど穴をあけているので、完全に改造品にあたるとして、それはダメと結論が出ました。それでは事務用品店等、 で売っているシールや、昔の写し紙みたいな転写用紙は どうするという事になったそうなのですが、ボールの性能等には、問題は発生しないが マジック等以外はダメと結論づけ、識別させるには 油性・水性ペン・ボールペン以外ダメだそうです。 プリント印刷は、問題ありません。